

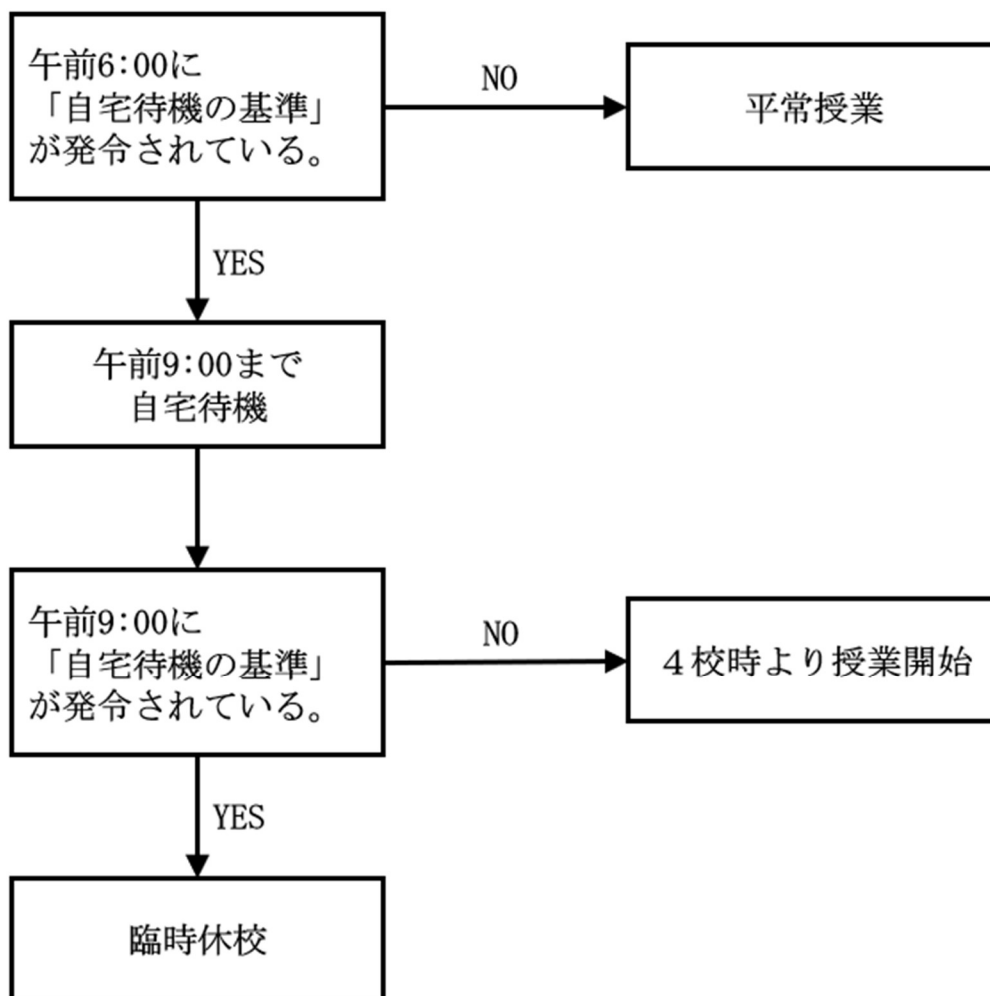
気象状況における非常時の対応について

令和8年9月1日
藤沢工科高等学校 教務G

1. 自宅待機の基準

警報発令地域 (①②のいずれか)	① 神奈川県東部 ② 藤沢市
発令されている警報 (①②③のいずれか)	① レベル4 (危険警報) 以上の警報が1つ以上発令されている。 ② レベル3の警報で、大雨、土砂災害、河川氾濫のうち、2つ以上が発令されている。 ③ 暴風・大雪・暴風雪の警報又は特別警報が1つ以上発令されている。

2. 登校のフローチャート



3. 個別の安全判断およびその他連絡事項について

- ・ 自宅又は通学路のある地域で警報が発令されており、登校が危険と保護者が判断して欠席をする場合については、当日の保護者からの「学校・家庭連絡システム (すぐーる)」による連絡を原則とし、やむを得ない理由により連絡が難しい場合は、後日、担任より配付する届出用紙による届出をもって出席扱いとする。
- ・ 定期試験等、別途判断が必要な場合は、「学校・家庭連絡システム (すぐーる)」で連絡を行う。
- ・ 台風接近による交通機関の計画運休の情報等により、前日のうちに休校を判断する場合は、帰りのホームルーム、及び「学校・家庭連絡システム (すぐーる)」で連絡を行う。